

近年、金融商品が複雑化、高度化し、消費者の苦情が多くなっている。そうした投資家や利用者の金融商品購入などに関するトラブル解決のための裁判外紛争解決（ADR）機関が、ここにきて徐々に充実してきた。

金融ADR充実への取り組み

日本総合研究所理事 翁 百合

迅速な解決のために作られ、利用者からの相談に答えたり、弁護士が消費者と企業の間にとって、早期解決を目指してあつせんにあたる。



10月から、金融商品取引法による金融ADR制度に基づき、全国銀行協会や生命保険協会、日本貸金業協会など、各業界団体等が金融庁指定の紛争解決機関として業務を開始した。NPO法人「フィンマック」（証

券・金融商品あっせん相談センター）も証券業、投資顧問業などの5業界団体が連携・協力して、中立性のある紛争解決機関としての機能充実を図っており、指定機関を目指す方向にある。

フィンマックの意義は、業態横断的かつ包括的に相談や苦情・紛争解決のサービスを受けられることにある。利用者保護のため、これらの団体がADR機能を充実させることには大きな意義があり、すき間にこぼれる金融商品、利用者がない

よう一層の連携を図ってほしい。

米国の金融危機も、信用力の低い借り手向けの住宅ローン（サブプライムローン）の複雑な仕組みを一般の人たちが理解できなかったところから始まり、消費者保護のための規制の大幅な見直しにつながった。わが国でも、健全な金融システムを目指し、家計の金融資産を有効活用するためにも、ADR制度を充実させ、安心して消費者が金融商品を選べるようになる必要がある。